

議案の概要

令和4年第3回市議会定例会

八王子市

目 次

1	提出予定議案総括	1
2	教育委員会委員の任命について	2
3	公平委員会委員の選任について	3
4	固定資産評価審査委員会委員の選任について	4
5	自治功労者の推戴について	5
6	八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例設定について	6
7	八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例設定について	8
8	八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例設定について	9
9	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例設定について	17
10	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例設定について	18
11	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定について	19
12	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例設定について	21
13	公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について	22
14	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について	23
15	八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定について	26
16	八王子市高校生等医療費助成条例設定について	29
17	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について	32
18	八王子市余熱利用センター条例の一部を改正する条例設定について	33
19	東浅川保健福祉センター改修建築工事請負契約の締結について	35
20	東浅川保健福祉センター改修空調換気設備工事請負契約の締結について	37
21	一般廃棄物指定収集袋の取得について	39
22	食器等の取得について	40
23	食缶の取得について	41
24	町区域の変更について	42

○提出予定議案総括

案 件	件 数	備 考
人 事	4 件	教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、自治功労者
補 正 予 算	5 件	一般会計ほか
決 算 認 定	1 0 件	令和 3 年度各会計
条 例 関 係	1 3 件	新設 1 件 一部改正 1 2 件
契 約	5 件	工事請負契約 2 件 物品取得 3 件
そ の 他	1 件	町区域の変更
計	3 8 件	

人事	教育委員会委員の任命について	総務部
		職員課
概要	令和4年（2022年）9月30日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、教育委員会委員を任命するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和4年（2022年）9月30日に伊東哲委員が任期満了を迎えることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、教育委員会委員を任命する。</p> <p>任期は、令和4年（2022年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日までの4年間である。</p> <p>再 任 伊東 哲（今回2期目）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 第3条、第4条第1項～第5項、第5条第1項、第2項</p>		

人事	公平委員会委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和4年（2022年）9月30日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、公平委員会委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和4年（2022年）9月30日に橋本義一委員が任期満了を迎えることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、公平委員会委員を選任する。</p> <p>任期は、令和4年（2022年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日までの4年間である。</p> <p>再任 <small>はしもと よしかず</small> 橋本 義一（今回3期目）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第9条の2第1項、第2項、第10項</p>		

人事	固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部
		職員課
概要	令和4年（2022年）9月30日任期満了に伴い、市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員を選任するもの	
<p>【内容】</p> <p>令和4年（2022年）9月30日に番場弘文委員が任期満了を迎えることに伴い、地方税法第423条第3項の規定に基づき、市長が市議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会委員の選任をする。</p> <p>任期は、令和4年（2022年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日までの3年間である。</p> <p>再任 <small>ばんば ひろふみ</small> 番場 弘文（今回4期目）</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号） 第423条第1項～第3項、第6項</p> <p>○八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号） 第58条第1項、第2項</p>		

人事	自治功労者の推戴について	総務部
		総務課
概要	表彰条例に基づき、自治功労者を推戴するもの	
<p>【内容】</p> <p>市政の進展につき功労のあった者として条例で定める要件に該当する者について、市議会の同意を得て、自治功労者として以下の1名を市制施行記念日に推戴する。</p> <p>(推戴候補者)</p> <p>田中 <small>たなか</small> ナオミ 固定資産評価審査委員会委員 在職13年6月 (条例第10条第1項第4号)</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○八王子市表彰条例(昭和31年条例第27号) 第10条第1項第4号</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市議会議員及び八王子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>選挙管理委員会事務局 選挙課</p>
<p>概要</p>	<p>公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに準じて、市の選挙における公費負担の限度額を引き上げるもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>近年の物価の変動及び消費税増税（8%→10%（令和元年（2019年）10月施行））に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）が改正され、国政選挙の選挙運動における自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に対する公費負担の限度額が引き上げられたことから、政令に準じ、条例で定める市長選挙及び市議会議員選挙の選挙運動における公費負担の限度額を引き上げる。</p> <p>また、ポスター作成の公費負担限度額（作成単価）について、これまで合算して規定していた固定費分と企画費分について、政令の規定方法に合わせ、それぞれの金額を分けて規定する。これに伴い、ポスター掲示場の数（以下「掲示場数」という。）が500以下の場合について規定する。</p> <p><改正内容></p> <p>1 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約による自動車の使用に係る公費負担限度額の引き上げ（第4条第2号）</p> <p>(1) 当該契約が自動車の借入れ契約である場合の公費負担限度額 (改正前) 1日当たり <u>1万5,800円</u> ↓ (改正後) 1日当たり <u>1万6,100円</u></p> <p>(2) 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合の公費負担限度額 (改正前) 1日当たり <u>7,560円</u> ↓ (改正後) 1日当たり <u>7,700円</u></p> <p>2 ビラの作成に係る公費負担限度額の引き上げ（第8条） (改正前) ビラ1枚当たり <u>7円51銭</u> ↓ (改正後) ビラ1枚当たり <u>7円73銭</u></p> <p>3 ポスターの作成に係る公費負担限度額（作成単価）の引き上げ（第11条）</p> <p>(1) 掲示場数が500以下の場合（新規規定）（第11条第1号） (改正前) 現在の掲示場数が600超のため、従来は条例に規定なし。公職選挙法施行令による公費負担限度額（改正前）は、 $\{(525円6銭 \times \text{掲示場数}) + 310,500円（企画費）\} / \text{掲示場数}$ ↓ (改正後) $\{(541円31銭 \times \text{掲示場数}) + 316,250円（企画費）\} / \text{掲示場数}$</p> <p>(2) 掲示場数が500超の場合（第11条第2号） (改正前（※1）) $[262,530円（※2） + \{27円50銭 \times (\text{掲示場数} - 500)\} + 310,500円（企画費）] / \text{掲示場数}$ ↓ (改正後) $[270,655円（※3） + \{28円35銭 \times (\text{掲示場数} - 500)\} + 316,250円（企画費）] / \text{掲示場数}$</p> <p>※1 従来は、公費負担限度額の計算上、定額となる500以下部分の固定費（262,530円）と企画費（310,500円）を合算した、573,030円を条例で規定している（第11条）。</p> <p>※2 525円6銭×500</p>		

※3 541円31銭×500

<施行日>
公布施行

【法令等】

○公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第141条第7項、第8項、第142条第10項、第11項、第143条第14項、第15項

○公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

第109条の4第2項第2号、第109条の7第2項、第3項、第109条の8、第110条の4第2項

条例改正	八王子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	地方公務員法の改正に伴い、条例で引用する条項を改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度が廃止され、地方公務員法の短時間勤務の職に関する規定が、第28条の5第1項から第22条の4第1項に改められたことから、改正前の当該条項を引用している条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改め、同条中の「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」と「第22条の2第1項第2号に掲げる職員」の順序を、法の条文の順序に合わせて改める。</p> <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p> <p><経過措置></p> <p>現行の再任用制度は、定年の引上げ期間中、暫定再任用制度として存置されることから、短時間勤務の暫定再任用職員を条例第3条の「短時間勤務の職を占める職員」とみなす。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号）</p> <p>第22条の2第1項第2号、改正後の第22条の4第1項、第28条の5第1項</p>		

<p>条例改正</p>	<p>八王子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>総務部 職員課</p>
<p>概要</p>	<p>地方公務員法の改正により、定年が段階的に引き上げられるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務等の制度が設けられることから、当該制度に係る規定を追加するもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任（以下「役職定年制」という。）並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>同法において、定年は国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める（第28条の2第2項）こととされていることから、地方公務員の定年について国家公務員と同様に引き上げるとともに、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供意思確認制度の導入及び定年の段階的引上げ期間中の定年退職者の暫定再任用制度の措置について規定するため、条例を改正する。</p> <p><改正内容></p> <p>1 条例の構成を章建てに改め、各章及び目次を次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1章 総則（第1条）</p> <p>(2) 第2章 定年制度（第2条—第5条）</p> <p>(3) 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</p> <p>(4) 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</p> <p>(5) 第5章 雑則（第14条）</p> <p>(6) 附則</p> <p>2 「第1章 総則」に関する改正</p> <p>第1章で総則に関することを規定し、次のとおり改正する。</p> <p>(1) 根拠規定の改正（第1条）</p> <p>条例で引用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定を第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7とする。</p> <p>(2) その他規定の整備</p> <p>地方公務員法の法律番号の後に、「以下「法」という。」を追加する。</p> <p>3 定年の引上げに伴う改正</p> <p>第2章で定年制度に関することを規定し、次のとおり改正する。</p> <p>(1) 定年（第3条）</p> <p>職員の定年は年齢65年とする。</p> <p>なお、段階的に定年を引き上げる令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの間における定年の経過措置については、附則で規定する。</p> <p>(2) 勤務の延長（第4条）</p> <p>ア 役職定年制の特例適用者の勤務の延長</p> <p>役職定年制の特例により降任等をせず、定年退職日まで引き続いて管理監督職として勤務させた職員を、勤務延長させる場合には、市長の承認を得たときに限ることとし、1年を超えない範囲内で延長できることとする。</p> <p>ただし、当該期限は当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間（管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して3年までとすることとする。</p> <p>イ 勤務延長事由</p> <p>第4条第1項各号の定年退職日から引き続き勤務させることができる事由について、次</p>		

のとおり改正する。

(ア) 第1号

(改正前)

当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

↓

(改正後)

当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 第2号

(改正前)

当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

↓

(改正後)

当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(ウ) 第3号

(改正前)

当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

↓

(改正後)

当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

ウ 勤務延長の再延長

(ア) 勤務延長させた職員を再度延長して勤務させる場合には、市長の承認を要することとする。

(イ) アにより勤務延長させた後、引き続き再度延長して勤務させる場合には1年を超えない範囲内で期限を延長できるとし、再度の延長もできるとする。ただし、当該期限は異動期間の末日の翌日から起算して3年までとする。

(ウ) その他必要な文言の整備をする。

4 役職定年制導入に伴う改正

第3章で役職定年制に関することを規定し、次のとおり新設する。

(1) 役職定年制の対象となる管理監督職（改正後の第6条）

役職定年制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される職員の職（保健所において医療業務に従事する医師が占める職は除く。）とする。

(2) 役職定年年齢（改正後の第7条）

役職定年する年齢は、年齢60年とする。

(3) 役職定年制により他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準（改正後の第8条）

任命権者は、役職定年制により他の職への降任等を行うに当たっては、地方公務員法第13条（平等取扱いの原則）、第15条（任用の根本基準）、第23条の3（人事評価に基づく基準）、第27条第1項（分限及び懲戒の基準）及び第56条（不利益取扱いの禁止）に定めるもののほか、次のア～ウの基準を遵守しなければならないこととする。

ア 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

イ 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職

に、降任等をする。

ウ 当該職員の他の職への降任等をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(4) 役職定年制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例（改正後の第9条）

ア 役職定年制の特例（異動期間の延長）

任命権者は、次のア～ウに該当するときは、異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある場合は、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務をさせることができることとする。

ア 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

イ 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

ウ 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

イ 役職定年制の特例（異動期間の再延長）

任命権者は、ア又はこのイにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、アのア～ウが引き続き該当するときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある場合には、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができることとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこととする。

(5) 異動期間の延長等に係る職員の同意（改正後の第10条）

任命権者は、異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととする。

(6) 異動期間の延長事由が消滅した場合の措置（改正後の第11条）

任命権者は、異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をする。

5 定年前再任用短時間勤務制導入に伴う改正

第4章で定年前再任用短時間勤務制に関することを規定し、次のとおり新設する。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の任用（改正後の第12条）

任命権者は、60歳に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができることとする。

ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでないこととする。

(2) 組合の年齢60年以上退職者の定年前再任用短時間勤務職員の任用（改正後の第13条）

任命権者は、(1)のほか、組合（東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、南多摩斎場組合、東京たま広域資源循環組合及び多摩ニュータウン環境組合並びに東京都後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の年齢60年以上退職者を、

従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとする。

また、この場合には(1)のただし書きを準用することとする。

6 「第5章 雑則」の新設

第5章で雑則について規定し、次のとおり新設する。

この条例の実施に関し必要な事項は、市規則で定めることとする。(改正後の第14条)

7 附則の改正

次のとおり経過措置を講ずる。

(1) 定年に関する経過措置(附則第2項・第3項)

ア 令和5年(2023年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの間、保健所に勤務する医師以外の職員の定年の年齢は、次のとおりとする。

令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで 61年

令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで 62年

令和9年(2027年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで 63年

令和11年(2029年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで 64年

イ 令和5年(2023年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの間、保健所に勤務する医師の職員の定年の年齢は、次のとおりとする。

令和5年(2023年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで 65年

(2) 情報の提供及び勤務の意思の確認に関する経過措置(附則第4項)

任命権者は、当分の間、職員が60歳に到達する年度の前年度に当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

※ 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び保健所に勤務する医師は、情報の提供及び勤務の意思の確認を行う職員から除く。

※ 60歳に到達する年度の前年度に職員でなかった者で、情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員は、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間に、情報の提供及び勤務の意思の確認を行う。

※ 異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員は、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)に、情報の提供及び勤務の意思の確認を行う。

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日

<経過措置>

1 勤務延長に関する経過措置(改正条例附則第2条)

(1) 旧条例の規定により勤務延長をし、施行日後に延長の期限が到来する職員に係る勤務の再延長に関する経過措置

施行日前にこの条例による改正前の八王子市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により勤務を延長することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(旧条例の規定による延長の期限又は旧条例の規定による再度延長された期限をいう。以下同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの条例による改正後の八王子市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により延長された期限が到来する場合に、新条例の規定による延長の事由がある場合は、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができることとし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができないこととする。

(2) 定年引上げの経過措置期間中に勤務延長をしている職員の任用制限に関する経過措置

任命権者は、定年引上げ日(施行日、令和7年(2025年)4月1日、令和9年(202

7年) 4月1日、令和11年(2029年) 4月1日及び令和13年(2031年) 4月1日をいう。以下同じ。) から定年引上げ日の翌年の3月31日までの間、定年引上げ日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。) が定年引上げ日の前日における新条例定年(定年引上げ日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年) を超える職及びこれに相当する定年引上げ日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、定年引上げ日から同日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項の規定又は(1)により勤務している職員のうち、定年引上げ日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(定年引上げ日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年) に達している職員(当該市規則で定める職にあつては、市規則で定める職員) を、昇任し、降任し、又は転任することができないこととする。

2 定年退職者等の再任用に関する経過措置

(1) フルタイム職への暫定再任用(改正条例附則第3条)

ア 施行日前定年退職者等のフルタイム職への暫定再任用

任命権者は、次の(ア)~(エ)のうち、65歳到達日以後における最初の3月31日(以下「年齢65年到達年度の末日」という。)までの間にある者で、当該者を採用しようとするフルタイム職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該フルタイム職に採用することができることとする。

(ア) 施行日前に定年(旧条例第2条の規定による定年)退職した者

(イ) 勤務延長(旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は改正条例附則第2条第1項の規定による勤務)後退職した者

(ウ) 20年以上勤続して施行日前に退職した者(ア)及び(イ)を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(エ) 20年以上勤続して施行日前に退職した者(ア)~(ウ)を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、改正条例附則第4条第1項若しくは第2項、改正条例附則第5条第1項若しくは第2項又は改正条例附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。(2)アにおいて同じ。)をされたことがある者

イ 施行日後定年退職者等のフルタイム職への暫定再任用

令和14年(2032年)3月31日までの間、任命権者は、次の(ア)~(カ)のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者で、当該者を採用しようとするフルタイム職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該フルタイム職に採用することができることとする。

(ア) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(イ) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(ウ) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(エ) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(カ) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者(ア)~(エ)の者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(カ) 20年以上勤務して施行日以後に退職した者（ア～イの者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

ウ 任期の更新

任期は1年を超えない範囲内で更新することができることとし、再度の更新もできることとする。ただし、任期の末日は年齢65年到達年度の末日以前までとする。

エ 任期の更新要件

暫定再任用職員の任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、良好である場合に行うことができることとする。

オ 任期の更新の同意

任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならないこととする。

(2) 組合職員のフルタイム職への暫定再任用（改正条例附則第4条）

ア 施行日前定年退職者等のフルタイム職への暫定再任用

任命権者は、組合における(1)ア(ア)～(エ)のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとする。

イ 施行日後定年退職者等のフルタイム職への暫定再任用

令和14年（2032年）3月31日までの間、組合における(1)イ(ア)～(カ)のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとする。

ウ ア及びイの場合における任期の更新、任期の更新の要件及び任期の更新の同意については、(1)ウ～オを準用することとする。

(3) 短時間勤務職への暫定再任用（改正条例附則第5条）

ア 施行日前定年退職者等の短時間勤務職への暫定再任用

任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、(1)ア(ア)～(エ)のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務職に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務職を占める職員が、フルタイム職でその職務が当該短時間勤務職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、フルタイム職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

イ 施行日後定年退職者等の短時間勤務職への暫定再任用

令和14年（2032年）3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、(1)イ(ア)～(カ)のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。以下同じ。）に達している者（定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

ウ ア及びイの場合における任期の更新、任期の更新の要件及び任期の更新の同意については、(1)ウ～オを準用することとする。

(4) 組合職員の短時間勤務職への暫定再任用（改正条例附則第6条）

ア 施行日前定年退職者等の短時間勤務職への再任用

任命権者は、(3)アによるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地

方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における(1)ア(ア)～(エ)に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者で、当該者を採用しようとする短時間勤務職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

イ 施行日後定年退職者等の短時間勤務の職への再任用

令和14年(2032年)3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における(1)イ(ア)～(カ)のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者で、当該者を採用しようとする短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(定年再任用短時間勤務職員として採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとする。

ウ ア及びイの場合における任期の更新、任期の更新の要件及び任期の更新の同意については、(1)ウ～オを準用することとする。

3 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢(改正条例附則第7条)

(1) 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職)は、次の職とする。

ア 施行日以後に新たに設置された職

イ 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

(2) 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢((1)の職に係る定年に相当する年齢)は、(1)の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

4 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢(改正条例附則第8条)

(1) 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職)は、次に掲げる職とする。

ア 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

イ 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(2) 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢((1)の職に係る定年に相当する年齢)は、(1)の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が(1)の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた(1)の職に係る年齢とする。

5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員(改正条例附則第9条)

(1) 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職(施行日を除く定年引上げ日に定年引上げられる職に相当するものとして、定年引上げ日以降に設置された職その他の条例で定める職)は、次に掲げる職のうち、当該職が定年引上げ日の前日に設置されていたものとした場合において、定年引上げ日における新条例定年が定年引上げ日の前日における新条例定年を超える職とする。

ア 定年引上げ日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

イ 定年引上げ日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者((1)の職に係るものとして条例で定める者)は、(1)の職が定年引上げ日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

(3) 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員（(1)の職に係るものとして条例で定める職員）は、(1)の職が定年引上げ日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

6 定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置（改正条例附則第10条）

任命権者は、定年引上げ日から翌年の3月31日までの間、定年引上げ日において定年が引上げられる短時間勤務の職及びこれに相当する定年引上げ日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、定年引上げ日の前日までに年齢60年以上退職者となった者（定年引上げ日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務を延長した後定年引上げ日以後に退職をした者を含む。）のうち定年引上げ日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める者）を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができないこととし、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員として採用された職員のうち定年引上げ日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあっては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができないこととする。

7 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢（改正条例附則第11条）

令和3年改正法附則第2条第3項では、施行日前に情報の提供及び勤務の意思の確認の対象となる者の令和5年度中における年齢を条例で定めることとしており、この年齢について60歳とすることとする。

8 八王子市職員の再任用に関する条例の廃止（改正条例附則第12条）

現行の再任用制度は、定年前再任用短時間勤務職員への移行及び暫定再任用制度の存置により廃止となることから、八王子市職員の再任用に関する条例（平成13年八王子市条例第76号）は、令和5年（2023年）3月31日限り廃止する。

【法令等】

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第13条、第15条、改正後の第22条の4、改正後の第22条の5第1項、第3項、第23条の3、第27条第1項、第28条の2、第28条の4第1項、第28条の5、第28条の6第1項～第2項、第28条の7、第56条

○地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

附則第2条第3項、附則第3条第5項、附則第4条～第7条、附則第8条第3項～第5項

条例改正	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	地方公務員法の改正により、60歳を超える職員の給与を当分の間、60歳時の7割水準とすることから、減給処分による減給額の取扱いを明確にするため、条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>この中で、60歳超の職員の給料については、当分の間、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする（以下「給料月額7割措置」という。）こととされたことから、給料月額7割措置前に行われた減給処分により、減給が給料月額7割措置後まで及ぶ場合の減給額の取扱いを明確にするため、条例を改正する。</p> <p><改正内容></p> <p>減給処分に関する規定（第3条）を以下のとおり改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減給は1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の10分の1以下を減ずるものとする。（下線部の文言を追加） 2 減給する額が、現に支給される給料の10分の1に相当する額（以下「10分の1相当額」という。）を超えるときは、10分の1相当額を当該給料から減ずることとする。（新たに規定） <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第22条の2第1項第1号、第29条第1項、第4項</p> <p>○八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号） 第19条～第21条</p>		

<p>条例改正</p>	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例設定について</p>	<p>総務部 労務課</p>
<p>概要</p>	<p>地方公務員法の改正に伴い、これまでの再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するもの</p>	
<p>【内容】 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、従前の再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規定を、新設される定年前再任用短時間勤務職員に適用するため、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容> 条例中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。改正する条は以下のとおり。（第2条第2項においては、引用する地方公務員法の条項の移動も行う。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第2項及び第4項（1週間の正規の勤務時間に関する規定） 2 第3条第1項（正規の勤務時間の割振りに関する規定） 3 第4条第1項及び第2項（週休日に関する規定） 4 第13条第1項（年次有給休暇に関する規定） <p><施行日> 令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】 ○地方公務員法（昭和25年法律第261号） 改正後の第22条の4第1項、改正後の第22条の5第1項、第28条の5第1項、第28条の6第2項</p>		

条例改正	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部 労務課
概要	育児休業法の改正により、育児休業の取得回数の制限緩和等の措置が講じられたこと等に合わせ、条例を改正するもの	
<p>【内容】</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）により育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）が改正され、男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするための制度が整備された。これを受け、国家公務員についても、職員の育児と仕事の両立を支援するため、人事院規則が改正され、各省庁の長等に育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずることが義務付けられた。本市においても、より一層、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援を図るため、当該措置に係る規定を整備する。</p> <p>また、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）により地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）が改正され、育児休業の取得回数の制限緩和等の措置が講じられたことから、当該措置に係る規定を整備する。</p> <p>さらに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、定年の引き上げに伴い、現行の再任用制度に代えて定年前再任用短時間勤務制が導入された。そのため、従前の再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規定を、新設される定年前再任用短時間勤務職員に適用するため、条例の規定を改める。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置（改正条例の第1条） 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次の条文を追加する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠・出産等をしたことを申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないこととする。（第11条第1項） (2) 任命権者は、職員が(1)の申出をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこととする。（第11条第2項） (3) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。（第12条） <ol style="list-style-type: none"> ア 職員に対する育児休業に係る研修の実施 イ 育児休業に関する相談体制の整備 ウ その他育児休業に係る勤務環境の整備 2 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正（改正条例の第2条） <ol style="list-style-type: none"> (1) 育児休業の取得回数制限を超えて育児休業を取得することのできる要件の緩和等 <ol style="list-style-type: none"> ア 育児休業の取得回数制限を超えて育児休業を取得することのできる「条例で定める特別の事情」のうち、育児休業計画書により申し出た場合の規定を削除する。（第3条第5号） イ 育児休業の取得回数制限を超えて育児休業を取得することのできる「条例で定める特別の事情」のうち、「非常勤職員の任期の更新の際に、その任期の初日から再び育児休業を取得する場合」としている規定を、「任期を定めて採用された職員の任期の更新の際に、その任期の初日から再び育児休業を取得する場合」とする。（第3条第8号） (2) 非常勤職員が育児休業しようとする場合の取得要件の緩和 現在、「子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかでないこと」が要件となっている非常勤職員に係る育児休業の取得要件について、新たに、「子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合にあっては、子が8週間と6月を経過する日までに任期が満了することが明らかでないこと」を加える。（第2条第4号ア(ア)） (3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化 		

- ア 育児休業を子の1歳6か月到達日まで取得できる要件の緩和（第2条の3第3号）
- （ア）非常勤職員が育児休業を子の1歳6か月到達日まで取得できる要件のうち、従前は「子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とすること」としていた要件に、「配偶者が子の1歳到達日の翌日以降育児休業をしている場合にあっては、当該育児休業期間の末日の翌日以前の日を育児休業期間の初日とすること」を加える。
- （イ）非常勤職員が育児休業を子の1歳6か月到達日まで取得できる要件について、特別の事情があるときは、「子の1歳到達日において育児休業をしていること」及び「子の1歳到達日の翌日から育児休業をすること」という要件を不要とする。
- イ 育児休業を子の2歳到達日まで取得できる要件の緩和（第2条の4）
- （ア）非常勤職員が育児休業を子の2歳到達日まで取得できる要件のうち、従前は「子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とすること」としていた要件に、「配偶者が子の1歳6か月到達日の翌日以降育児休業をしている場合にあっては、当該育児休業期間の末日の翌日以前の日を育児休業期間の初日とすること」を加える。
- （イ）非常勤職員が育児休業を子の2歳到達日まで取得できる要件について、特別の事情があるときは、「子の1歳6か月到達日において育児休業をしていること」及び「子の1歳6か月到達日の翌日から育児休業をすること」という要件を不要とする。
- (4) 規定整備
 その他、(1)から(3)までの改正に伴い、文言等を整備する。

- 3 定年前再任用短時間勤務制の導入、現行の再任用制度廃止に関する規定整備（改正条例の第3条）
- (1) 育児休業をすることができない職員に、定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員を追加する。（第2条第3号）
- (2) 以下の条で「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。（アにおいては、引用する地方公務員法の条項の移動も行う。）
- ア 第7条（育児休業法第19条第1項の部分休業をとることができない職員に関する規定）
- イ 第8条第1項（部分休業の承認に関する規定）

<施行日>

- 1 公布施行
- 2 令和4年（2022年）10月1日
- 3 令和5年（2023年）4月1日

【法令等】

- 1 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
 - 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
 第21条、第22条
- 2 育児休業の取得回数制限の緩和等
 - 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）
 改正後の第2条
- 3 定年前再任用短時間勤務制の導入、現行の再任用制度廃止に関する規定整備
 - 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
 改正後の第22条の4第1項、改正後の第22条の5第1項、第28条の5第1項、第28条の6第2項
 - 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）
 附則第6条第1項、第2項、附則第7条第1項、第3項

<p>条例改正</p>	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>総務部 職員課</p>
<p>概要</p>	<p>地方公務員法の改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象職員としている再任用職員に関する規定を削るほか、所要の改正を行うもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象職員としている再任用職員に関する規定を削るほか、所要の改正を行う。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再任用職員に関する規定の削除（第2条第2項第1号） 外国の地方公共団体の機関等への派遣の対象職員としている再任用職員に関する規定を削る。 2 規定の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1の改正に伴い、第2条第2項第3号で引用している地方公務員法に法律番号を加える。 (2) 第2条第2項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。 3 暫定再任用フルタイム職員を派遣対象とする経過措置（附則第2項） 1により削除する再任用職員に代えて、暫定再任用フルタイム職員を派遣の対象職員とすることとし、令和14年（2032年）3月31日までの間の経過措置として改正後の第2条第2項第1号の規定を読み替えて適用する規定を設ける。 <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第28条の4第1項、第28条の6第1項</p> <p>○地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） 附則第4条第1項、第2項、附則第5条第1項、第2項、附則第6条第1項、第2項、附則第7条第1項、第3項</p>		

条例改正	公益的法人等への八王子市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例設定について	総務部
		職員課
概要	地方公務員法の改正に伴い、公益的法人等への派遣の対象職員を再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めるもの	
<p>【内容】</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、公益的法人等への派遣の対象職員を再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に改める。</p> <p><改正内容></p> <p>公益的法人等への派遣の対象職員として記述していた再任用職員の採用の根拠規定を定年前再任用短時間勤務職員の採用の根拠規定に改める。（第2条第2項第1号）</p> <p><施行日></p> <p>令和5年（2023年）4月1日</p> <p><経過措置></p> <p>現行の再任用制度は、定年の引上げ期間中、暫定再任用制度として存置されるため、現行の再任用職員と同様に暫定再任用職員を公益的法人等に派遣することができることとする。</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項、第2項、改正後の第22条の4第1項、改正後の第22条の5第1項、</p> <p>○地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） 附則第4条第1項、第2項、附則第5条第1項、第2項、附則第6条第1項、第2項、附則第7条第1項、第3項</p>		

条例改正	八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例設定について	総務部 職員課
概要	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、60歳を超える職員の給与を当分の間、60歳時の7割水準とするほか、所要の改正を行うもの	
<p>【内容】</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任（以下「役職定年制」という。）並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>同法において、職員の給与は条例で定めることとされている（同法第24条第5項）ことから、同法第24条第2項に規定する均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講じるため、条例を改正する。</p> <p><改正内容></p> <p>1 再任用制の廃止と定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う改正</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与制度は、現行の再任用職員（短時間勤務）の給与制度と同様のものとする。こととされている。</p> <p>そこで、現行の再任用職員の給与に関する規定を、定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定に改めることとし、次のとおり改正する。</p> <p>ア 第4条第8項の再任用職員の給料月額に関する規定を、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の決定及び計算方法に関する規定に改める。</p> <p>イ アの改正に伴い、再任用短時間勤務職員の給料月額の計算方法に関し規定している第4条の2第1項を削除する。また、これにより同条第2項を第1項に繰り上げる。</p> <p>ウ 第10条第2項第2号及び第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。</p> <p>エ 第16条第2号、第17条第3項並びに第18条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。</p> <p>オ 別表第1から別表第3までの表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の各職務の級欄に「基準給料月額」及び「円」の表記を追加する。</p> <p>(2) 昇格昇給の基準を定めた第4条第2項から第7項までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員に適用しないこととし、第21条の2の適用除外に関する規定を追加するため、次のとおり改正する。</p> <p>ア 第4条第2項から第7項までの規定を、定年前再任用短時間勤務職員には適用を除外することを第1項に追加する。</p> <p>イ アの改正に伴い、現行の第1項から第4項までの規定を1項ずつ繰り下げる。</p> <p>ウ (1)の改正と同様の趣旨に基づき、イにより繰り下げられた第4項及び第5項の規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。</p> <p>2 期末手当の支給割合の規定方法の改正（第17条第2項）</p> <p>条例で定めていた期末手当の支給割合を、東京都の規定方法に合わせ、規則に委任して定めることとする。</p> <p>3 給料月額7割措置の導入に伴う経過措置（改正後の附則第5項・第6項）</p> <p>給料月額7割措置に関することについて、次のとおり経過措置規定を追加する。</p> <p>(1) 給料月額7割措置に関する経過措置</p> <p>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（4において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置</p>		

として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の設定がある場合は当該給料月額とする。)に100分の70を乗じて得た額とすることとし、この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げることとする。

(2) 給料月額7割措置を適用しない職員

次の職員には給料月額7割措置を適用しないこととする。

- ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- イ 保健所の医師
- ウ 役職定年の特例により引き続き管理監督職を占める職員
- エ 勤務延長している職員(定年退職日において給料月額7割措置が適用されていた職員を除く。)

4 役職定年調整額に関する経過措置(改正後の附則第7項)

役職定年制により他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この4及び6において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給料月額7割措置により当該職員の受ける給料月額(以下この4において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げることとする。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除くこととする。)には、当分の間、特定日以後、給料月額7割措置により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額(以下「役職定年調整額」という。)を給料として支給することとする。

5 役職定年調整額の上限額(改正後の附則第8項)

役職定年調整額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における役職定年調整額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額とする。

6 役職定年調整額の準用に関する経過措置(改正後の附則第9項・第10項)

次の職員については、当分の間、上記4及び5(2)については、4、5及びこの6(1)に準じて市規則で定めるところにより役職定年調整額を支給することとする。

- (1) 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(給料月額7割措置の適用を受ける職員に限り、4に規定する職員を除く。)であって、4の役職定年調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員
- (2) 4又は6(1)以外の給料月額7割措置を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員

7 役職定年調整額の支給を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の計算(改正後の附則第11項)

役職定年調整額は、期末手当及び勤勉手当の職務段階等を考慮して加算する額の計算の基礎となる給料月額に含むこととする。

8 市規則への委任(改正後の附則第12項)

附則第5項から第11項までに定めるもののほか、給料月額7割措置、役職定年調整額その他附則第5項から第11項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

9 八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正(改正条例附則第8項)

第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

めることに伴い、同規定を読み替えて準用している八王子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八王子市条例第10号）第24条第2項についても同様に改正する。

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日

<経過措置>

1 職員の勤務延長に関する経過措置（改正条例附則第2項）

給料月額7割措置に関する経過措置及び役職定年調整額に関する経過措置の規定は、施行日前に勤務の延長をされた職員で、延長の期限が施行日以後に到来する職員には適用しないこととする。

2 定年退職者等の再任用に関する経過措置（改正条例附則第3項～第7項）

暫定再任用職員に関する経過措置について次のとおり定める。

- (1) フルタイム職の暫定再任用職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員とみなした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- (2) 短時間勤務職の暫定再任用職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員とみなした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間をフルタイム職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (3) 暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、定年前再任用短時間勤務職員と同月数とする。また、定年前再任用短時間勤務職員と同様に、昇格昇給の基準を適用せず、扶養手当及び住居手当を支給しないこととする。
- (4) 短時間勤務の暫定再任用職員の通勤手当の支給額の計算、時間外勤務手当の計算及び勤務時間1時間当たりの給与の算出については、定年前再任用短時間勤務職員と同様に行うこととする。
- (5) その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、市規則で定めることとする。

【法令等】

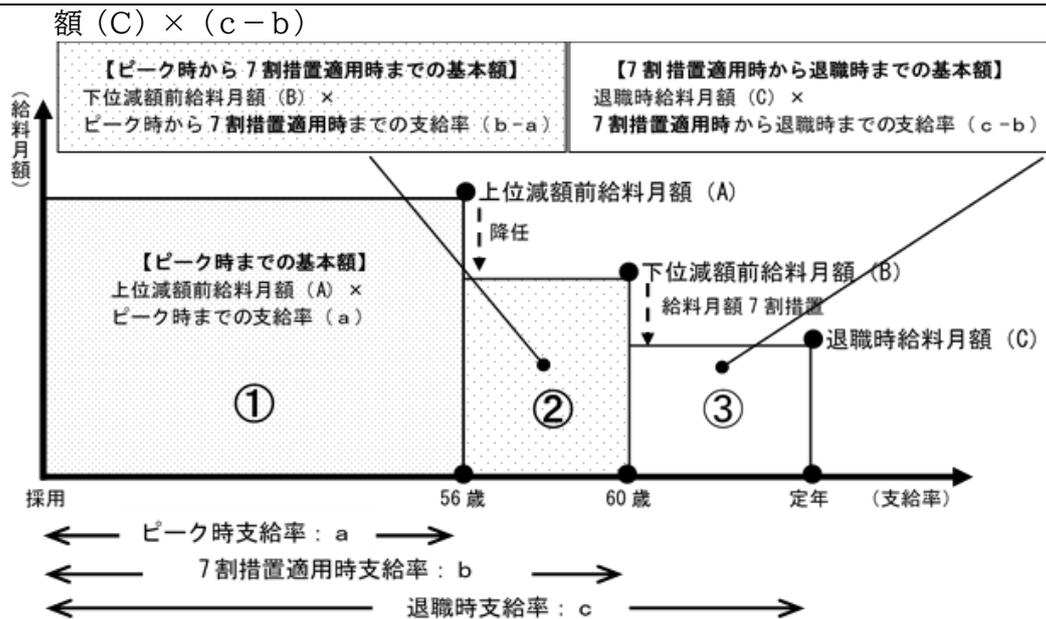
○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項、第2項、改正後の第22条の4第1項、改正後の第22条の5第1項、改正後の第28条の2第4項

○地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

附則第3条第5項、第6項、附則第4条第1項、第2項、附則第5条第1項、第3項、第6条第1項、第2項、附則第7条第1項、第3項

<p>条例改正</p>	<p>八王子市職員退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>総務部 職員課</p>
<p>概要</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行うもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任（以下「役職定年制」という。）並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられた。これを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、地方公務員においても、国家公務員と同様の制度が創設された。</p> <p>この中で、60歳超の職員の給料については、当分の間、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする（以下「給料月額7割措置」という。）こととされたことから、退職手当について、定年引上げ前の定年年齢を超えて退職した場合に、定年引上げ前の定年で定年退職する場合に比べて不利益とならないようにするため、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行う。</p> <p><改正内容></p> <p>1 役職定年後に退職した者の退職手当の調整額の特例の新設（改正後の第7条の2）</p> <p>退職手当の調整額の算出に用いる点数は、その者の退職した日の属する月の末日を起算日として5年前までの期間を調整額期間とし、当該調整額期間中の各月における職員の区分に応じて決定することとしている。このため、役職定年をした職員については、定年引上げ後においても現行の規定により当該点数を算出した場合、調整額期間に降任後の職員の区分を含めて計算することとなり、定年引上げの結果不利益が生じる。</p> <p>そこで、役職定年制により降任をされた後に退職した者に支給する退職手当の調整額の計算は、退職した日の属する月の末日を起算日として5年前までの期間又は役職定年による降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として5年前までの期間のそれぞれの期間ごとに、当該期間の初日の属する月から当該期間の末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて、当該職員の区分の点数を合計した点数を計算し、多い方の点数を用いて計算することとする。</p> <p>2 給料月額7割措置をピーク時特例の適用の対象とする経過措置の新設（改正後の附則第5項）</p> <p>退職手当の基本額は、退職日の給料月額を基に算出することとしている。このため、定年引上げ後においても現行の規定により退職手当の基本額を算出した場合、給料月額7割措置による減額後の給料月額を基に算出することとなり、定年引上げの結果不利益が生じる。</p> <p>そこで、令和4年（2022年）3月31日に導入した退職手当のピーク時特例制度（希望降任等の理由による減額前の給料月額が退職日の給料月額よりも多い場合に適用される退職手当の基本額の計算方法の特例制度。以下「ピーク時特例」という。）を、定年の引上げに伴う給料月額7割措置についても適用することとする。</p> <p>3 ピーク時特例の経過措置の新設（改正後の附則第6項～第8項）</p> <p>給料月額7割措置に対する退職手当のピーク時特例の適用により、当分の間、年度末年齢が56歳以降の在職期間中に希望降任等を理由とする給料月額の減額及び給料月額7割措置を理由とする給料月額の減額の両方を受けていた場合には、希望降任等の理由による減額前の給料月額、給料月額7割措置が適用される前の給料月額及び退職の日における給料月額を用いて、ピーク時特例の算定方法に準じて退職手当の基本額を算定することとする。</p> <p>(1) 基本額の計算</p> <p>上位減額前給料月額（A）× a + 下位減額前給料月額（B）×（b - a）+ 退職時給料月</p>		



※ 上位減額前給料月額

- ・ 上位減額前給料月額は、特別特定減額前給料月額（希望降任等の理由による減額前の給料月額のうち最も多いもの。7割措置前給料月額を超えない場合は、7割措置減額日よりも後のものに限る。以下同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い方とする。
- ・ 特別特定減額前給料月額について、特別特定減額日（希望降任等の理由による減額日。以下同じ。）以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合は、第4条第1項の市規則で定める額（給料月額の改定をする条例等の制定以外の事由による給料月額の増額又は減額がないものと仮定した場合における、当該給料月額の改定適用後の職員が現に退職した日におけるその者の給料月額に相当する額）（その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合を除く。）とする。
- ・ 7割措置前給料月額は、7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合は、第4条第1項の市規則で定める額（その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合を除く。）とする。

※ 下位減額前給料月額

- ・ 特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない方とする。

(2) 上限額

ア 上位減額前給料月額 (A) × a / 上位減額前給料月額 (A) が4.3以上の場合
上位減額前給料月額 × 4.3

イ 上位減額前給料月額 (A) × a / 上位減額前給料月額 (A) が4.3未満の場合

㍿ 下位減額前給料月額 (B) × (b - a) / 下位減額前給料月額 (B) が4.3以上の場合

上位減額前給料月額 (A) × a + 下位減額前給料月額 (B) × (4.3 - a)

㍿ 下位減額前給料月額 (B) × (b - a) / 下位減額前給料月額 (B) が4.3未満の場合

上位減額前給料月額 (A) × a + 下位減額前給料月額 (B) × (b - a) + 退職日給料月額 (C) × (4.3 - b)

4 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の経過措置の新設（改正後の附則第9項）

給料月額7割措置に対する退職手当のピーク時特例の適用により、60歳時点の退職手当額が基本的に確保されることを踏まえ、当分の間、現行の早期退職割増制度の割増対象を維持することとし、現行定年（60歳）の前10年の退職について現行の割増率を適用することとする。

※ 早期退職割増制度とは、退職の日における給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日

の年齢との差に相当する年数1年につき2%の加算をするもの。

5 公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額の特例の経過措置の新設（改正後の附則第10項）

当分の間、上記3のピーク時特例の経過措置を適用される者が公務上の理由等により退職する場合の退職手当の基本額の計算について、60歳前職員と同様に、それぞれの減額前の給料月額を10%割増して計算する。

6 役職定年調整額が支給される職員に対する退職手当の基本額計算の経過措置の新設（改正後の附則第11項）

役職定年した職員については、降任による給料の減額と降任後の職に係る給料月額の7割措置による減額の二重で給料月額の減額が行われることとなるため、当分の間、役職定年前の給料月額7割水準額と降任後の給料月額に係る7割措置後の額の差額に相当する額（以下「役職定年調整額」という。）を給料として支給し、役職定年前の給料月額7割を保証することとしている。また、退職手当の基本額は、退職日の給料月額を基に算出することとしているため、定年引上げ後においても現行の規定により退職手当の基本額を算出した場合、降任後の給料月額について7割措置された減額後の給料月額を基に退職手当の基本額を算出することとなり、定年引上げの結果不利益が生じる。

そこで、当分の間、役職定年調整額を支給される職員の退職手当の基礎となる給料月額は、給料月額と役職定年調整額として支給される給料の額との合計額とする。

7 その他規定の整備

- (1) 再任用制度が廃止となり、新たに定年前再任用短時間勤務制度が創設されることから、改正後の地方公務員法の根拠規定を引用するため、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」とする。（第1条）
- (2) 退職手当の調整額に係る特例を新設することに伴い、退職手当の調整額について引用する条を「第6条」を「第6条又は第7条の2」とする。（第2条の3）
- (3) 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とする。（第14条第1項第2号・第3号、第15条第1項第2号・第3号、第17条第5項）
- (4) 東京都の条例の記述に合わせるため、「にあっては」を「には」とする。（第15条第1項、第17条第1項～第5項）
- (5) 東京都の条例の記述に合わせるため、「以下この条」を「以下この項から第6項まで」とする。（第17条第1項）

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日

<経過措置>

地方公務員法の一部を改正する法律により、現行の再任用制度が廃止となり、経過措置により暫定再任用制度として存置されることとなったため、再任用職員に代え、暫定再任用職員を本条例の適用を受ける職員から除くこととする。

【法令等】

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項、第2項、改正後の第22条の4第1項、改正後の第22条の5第1項、改正後の第28条の2第4項

○地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

附則第4条第1項、第2項、附則第5条第1項、第2項、附則第6条第1項、第2項、附則第7条第1項、第3項

条例制定	八王子市高校生等医療費助成条例設定について	子ども家庭部
		子育て支援課
概要	高校生等を養育している者に対し、当該高校生等に係る医療費の一部を助成するため、必要な事項を定める条例を新規に制定するもの	
<p>【内容】</p> <p>本市においては、乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業により、乳幼児及び義務教育就学期にある児童に対して、医療費の一部を助成する事業を行っている。</p> <p>ここで、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期にある高校生等についても医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と保護者等の経済的負担の軽減を図るため、新たに条例を制定する。</p> <p><制定内容></p> <p>1 目的（第1条）</p> <p>高校生等の保護者等に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に寄与することを目的とする。</p> <p>2 定義（第2条）</p> <p>(1) 15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（次のア又はイに該当する者に限る。）を「高校生等」と定義し、当該高校生等に係る医療費を助成の対象とすることとする。</p> <p>ア 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>イ その他市長が別に定める要件を備えていること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するものを「保護者」と定義する。</p> <p>ア 高校生等を監護し、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>イ 父母に監護されない、又は父母と生計を同じくしない高校生等を監護し、その生計を維持する者</p> <p>(3) 社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費が助成の対象となることから、「社会保険各法」を定義する。</p> <p>3 対象者（第3条）</p> <p>(1) 医療費の助成を受けることができる者は、高校生等を養育している保護者とする。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要と認める場合は、高校生等本人を対象者としてすることができる。</p> <p>(3) (1)及び(2)にかかわらず、高校生等が次のいずれかに該当するときは対象としないこととする。</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>イ 市規則で定める施設に入所している者</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p> <p>4 所得の制限（第4条）</p> <p>対象者の前年の所得（1月から9月までの分の医療費の助成については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日（1月から9月までの分の医療費の助成については、前前年の12月31日とする。）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、市規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としなないこととする。</p> <p>5 医療証の交付（第5条）</p>		

医療費の助成にあたり、医療費の助成を受けようとする者は、医療証の交付を申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならないこととする。

6 助成の範囲（第6条）

医療費の助成は、社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費から下表に定める保護者等負担額を控除した額を助成することとする。なお、高校生等の疾病等について、社会保険各法以外の法令による給付等が行われる場合は、当該給付等の限度において、医療費の助成は行わないこととする。

区分	保護者等負担額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費	通院1回につき、200円。ただし、当該医療費の対象者負担額が200円に満たない場合には、その満たない額とする。

7 医療費の助成（第7条）

医療費の助成は、医療証を提示して、高校生等に係る診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行うこととする。

また、対象者が病院等に対して医療証の提示をしなかった場合等には、対象者に支払うことにより、医療費の助成を行うことができることとする。

8 保護者等負担額の支払方法（第8条）

医療証を掲示する方法により医療費の助成を受ける対象者は、保護者等負担額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を病院又は診療所に支払うものとする。

9 届出義務（第9条）

次のとおり、対象者の届出義務について規定する。

- (1) 申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出なければならない。
- (2) 現在の状況について、市規則の定めるところにより、届け出なければならない。
- (3) 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、市規則で定めるところにより、遅滞なく届け出なければならない。

10 譲渡等の禁止（第10条）

この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない旨規定する。

11 損害賠償の請求権の譲渡（第11条）

医療費の助成事由が第三者の行為による場合で当該助成事由に係る医療費の助成が行われたときは、第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

12 助成金の返還等（第12条）

次のいずれかに該当する場合は、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができることとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 9(3)の届出を行わなかったとき。
- (3) 第三者の行為によって生じた助成事由に係る医療費の助成が行われた場合において、保護者等が損害賠償の請求権の譲渡をしないとき、又は損害賠償の請求権を譲渡した場合において、当該第三者に譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

なお、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、第三者から当該助成事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又、

医療費の助成を行った額の全部又は一部を返還させることができることとする。

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日

<経過措置>

この条例の規定は、令和5年（2023年）4月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用する。

※ 医療証の交付手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができることとする。

【法令等】

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第6条の4

<p>条例改正</p>	<p>八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について</p>	<p>まちなみ整備部 建築指導課・建築審査課</p>
<p>概要</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、関係する申請手数料について改正を行うもの</p>	
<p>【内容】</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）が改正され、優良な既存住宅について、建築行為がなくとも認定できる制度である長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設された。これを受け、長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定申請並びに同計画の認定を受けた地位の承継に係る手数料の規定を追加する。</p> <p>また、改正法により、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅で、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和することができることとなったことから、当該特例許可の申請手数料を新設する。</p> <p>なお、手数料の金額は、東京都及び近隣自治体における金額と均衡を図るため、従前から東京都都市整備局関係手数料条例（平成12年東京都条例第77号。以下「都条例」という。）の定める金額と同額に設定している。ここで、上記の法改正に伴い、都条例の改正が予定されているため、これに合わせて手数料の金額を都条例の定める金額と同額に設定する。</p> <p>このほか、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）により建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正され、条例で引用する同法の条文に項ずれが生じたことから、条例で引用する同法の条項を改める。</p> <p><改正内容></p> <p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係（別表、4 申請手数料、(14)の表） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、次のように改める。</p> <p>(1) 長期優良住宅維持保全計画認定申請に係る手数料の規定を追加する。（1の項） (2) 長期優良住宅維持保全計画変更申請に係る手数料の規定を追加する。（2の項） (3) 長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継に係る手数料の規定を追加する。（4の項） (4) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料を新設する（1件につき160,000円）。（改正後の5の項）</p> <p>2 建築基準法関係（別表、4 申請手数料、(16)の表） 別表において引用する建築基準法の条項を、次のように改める。</p> <p>(1) 法第85条第5項 → 法第85条第6項（67の項） (2) 法第85条第6項 → 法第85条第7項（68の項） (3) 法第87条の3第5項 → 法第87条の3第6項（80の項） (4) 法第87条の3第6項 → 法第87条の3第7項（81の項）</p> <p><施行></p> <p>令和4年（2022年）10月1日（改正法の施行日） ※ 2の改正は、公布施行</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号） 改正後の第6条、改正後の第8条、改正後の第10条、改正後の第18条</p> <p>○建築基準法（昭和25年法律第201号） 第85条第6項及び第7項、第87条の3第6項及び第7項</p>		

条例改正	八王子市余熱利用センター条例の一部を改正する条例設定について	資源循環部 北野清掃工場
概要	北野清掃工場の停止に伴い、ごみ焼却による余熱を利用している浴室を廃止するとともに、令和5年（2023年）4月1日から、一定期間、市が管理運営するために規定するもの	
<p>【内容】</p> <p>北野清掃工場が令和4年（2022年）9月30日をもって停止することから、ごみ焼却による余熱を利用している八王子市北野余熱利用センター（あったかホール）の浴室を廃止する。</p> <p>また、現在の指定管理者の指定期間が令和5年（2023年）3月31日までとなっているため、令和5年（2023年）4月1日から市が管理運営するための規定を整備する。</p> <p>なお、令和5年度（2023年度）は、4月1日から7月31日まで、市が管理運営を行う予定。</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例の名称の変更 改正前 八王子市余熱利用センター条例 改正後 八王子市環境学習センター条例 2 設置目的の変更（第1条） 北野清掃工場が令和4年（2022年）9月30日をもって停止し、ごみ焼却による余熱の利用がなくなることから、設置目的から「ごみ焼却に伴う余熱を利用した」を削る。 3 施設の名称の変更（第2条） 改正前 八王子市北野余熱利用センター 改正後 八王子市北野環境学習センター 4 施設の管理者の変更 (1) 現在、施設の管理については、「指定管理者に行わせるもの」としており、指定管理者が管理することになっているが、市が直接管理をすることができるようにするため、「指定管理者に行わせることができる」ことに改める。（第16条、第21条） (2) 市が管理をする場合、使用料を徴収する必要があることから、次のとおり使用料に関する規定を追加する。（改正後の第6条の2） ア 市民集会施設、多目的ホール及び室内プールの利用について、別表第1に定める額の使用料を徴収する。 イ 室内プールの利用について、別表第2に定める額の室内プール回数券を発行することができる。 ウ 使用料は、市民集会施設及び多目的ホールに係るものについては利用の承認を受けた際に、室内プールに係るものについては利用前（室内プール回数券の場合は室内プール回数券の交付を受ける際）に納付しなければならない。 エ 特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 オ 既納の使用料は還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。 (3) 上記の改正に伴い、利用料金に関する規定の整備を行う。（第7条～第9条） 5 浴室の廃止（第3条、第5条） ごみ焼却による余熱を利用している浴室を廃止する。 なお、廃止後のスペースは、浅川に生息する生物の展示等を行う環境学習のためのスペースとして活用する。 6 和室の廃止（別表第1） 生物の展示等に伴う事務室等を設けるため、和室1から和室3までを廃止する。 		

7 その他

上記の改正に伴う条の移動及び規定整備をする。

<施行日>

令和4年（2022年）10月1日

※5・6の改正は令和5年（2023年）1月1日

契約	東浅川保健福祉センター改修建築工事請負契約の締結について	健康医療部								
		東浅川保健福祉センター								
概要	東浅川保健福祉センターの改修を行うもの									
<p>【内容】</p> <p>「中長期保全計画」に基づき、東浅川保健福祉センターの長寿命化を図るため、同センターの大規模改修を行う。</p> <p>なお、この改修事業については、以下のとおり、関連する契約議案2件を第3回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東浅川保健福祉センター改修建築工事請負契約の締結 2 東浅川保健福祉センター改修空調換気設備工事請負契約の締結 <p><工事内容></p> <p>東浅川保健福祉センターの改修工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天井改修工事 2 内装改修工事 3 プール本体改修工事 4 体育室改修工事 5 サイン改修工事 <p><工期></p> <p>議決後（令和4年（2022年）9月下旬）から令和5年（2023年）12月8日まで</p> <p><契約先></p> <p>株式会社 田中建設</p> <p><契約金額></p> <p>224,917,000円（うち、消費税額20,447,000円）</p> <p>※ 令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）予算 （令和5年度（2023年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度（2022年度） 100,000千円 (2) 令和5年度（2023年度） 170,930千円 2 財源（上記2契約、給排水衛生設備その他工事及び電気設備工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 都支出金 57,652千円（うち令和4年度（2022年度）分 57,652千円） (2) 市債 780,000千円（うち令和4年度（2022年度）分 245,000千円） (3) 一般財源 203,047千円（うち令和4年度（2022年度）分 24,708千円） (4) 合計 1,040,699千円（うち令和4年度（2022年度）分 327,360千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和4年（2022年）5月25日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式） 3 入札状況 <table border="0"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 株式会社 田中建設</td> <td>204,470,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社 三恵建設</td> <td>202,198,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 黒須建設株式会社</td> <td>226,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> 			入札業者	入札金額（税抜き）	(1) 株式会社 田中建設	204,470,000円	(2) 株式会社 三恵建設	202,198,000円	(3) 黒須建設株式会社	226,000,000円
入札業者	入札金額（税抜き）									
(1) 株式会社 田中建設	204,470,000円									
(2) 株式会社 三恵建設	202,198,000円									
(3) 黒須建設株式会社	226,000,000円									

- | | | |
|-----|-----------------|----|
| (4) | 瀬沼木材株式会社 | 辞退 |
| (5) | 三機商工株式会社 | 辞退 |
| (6) | 三友建設株式会社 | 辞退 |
| (7) | 京王建設株式会社 八王子営業所 | 辞退 |

予定価格 237,880,000円 (落札率85.96%)
 調査基準価格 202,100,000円
 失格基準価格 192,600,000円

【法令等】

○地方自治法（昭和25年法律第67号）
第96条第1項、第5項

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2第1項、別表第3（第121条の2関係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第2条

契約	東浅川保健福祉センター改修空調換気設備工事請負契約の締結について	健康医療部						
		東浅川保健福祉センター						
概要	東浅川保健福祉センターの改修に伴い空調換気設備工事を行うもの							
<p>【内容】</p> <p>「中長期保全計画」に基づき、東浅川保健福祉センターの長寿命化を図るため、同センターの大規模改修を行う。これに伴い、空調換気設備の更新を行う。</p> <p>なお、この改修事業については、以下のとおり、関連する契約議案2件を第3回定例会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東浅川保健福祉センター改修建築工事請負契約の締結 2 東浅川保健福祉センター改修空調換気設備工事請負契約の締結 <p><工事内容></p> <p>東浅川保健福祉センターの改修に伴う空調換気設備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空調設備工事 2 換気設備工事 3 自動制御設備工事 <p><工期></p> <p>議決後（令和4年（2022年）9月下旬）から令和5年（2023年）12月8日まで</p> <p><契約先></p> <p>新和・フジ特定建設工事共同企業体</p> <p><契約金額></p> <p>422,400,000円（うち、消費税額38,400,000円）</p> <p>※ 令和4年度（2022年度）・令和5年度（2023年度）予算 （令和5年度（2023年度）は債務負担行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度（2022年度） 100,000千円 (2) 令和5年度（2023年度） 351,330千円 2 財源（上記2契約、給排水衛生設備その他工事及び電気設備工事の合計） <ol style="list-style-type: none"> (1) 都支出金 57,652千円（うち令和4年度（2022年度）分 57,652千円） (2) 市債 780,000千円（うち令和4年度（2022年度）分 245,000千円） (3) 一般財源 203,047千円（うち令和4年度（2022年度）分 24,708千円） (4) 合計 1,040,699千円（うち令和4年度（2022年度）分 327,360千円） <p>※ 入札状況等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札日 令和4年（2022年）5月27日 2 入札方法 解除条件付一般競争入札（施工能力評価型総合評価方式） 3 入札状況 <table border="0"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 新和・フジ特定建設工事共同企業体</td> <td>384,000,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 総和設備工業株式会社</td> <td>辞退</td> </tr> </tbody> </table> <p>予定価格 384,400,000円（落札率99.9%） 調査基準価格 326,700,000円</p> 			入札業者	入札金額（税抜き）	(1) 新和・フジ特定建設工事共同企業体	384,000,000円	(2) 総和設備工業株式会社	辞退
入札業者	入札金額（税抜き）							
(1) 新和・フジ特定建設工事共同企業体	384,000,000円							
(2) 総和設備工業株式会社	辞退							

失格基準価格 314,100,000円

【法令等】

○地方自治法（昭和25年法律第67号）
第96条第1項、第5項

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第121条の2第1項、別表第3（第121条の2関係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号）
第2条

契約	一般廃棄物指定収集袋の取得について	資源循環部																																										
		ごみ減量対策課																																										
概要	一般廃棄物指定収集袋を購入するもの（指名競争入札）																																											
<p>【内容】</p> <p>一般廃棄物処分用の指定収集袋（合計13,177,200枚）を購入する。</p> <p><種類及び数量></p> <table border="0"> <tr> <td>1 可燃ごみ専用袋</td> <td>12,757,200枚</td> </tr> <tr> <td> (1) ミニ袋（5リットル）</td> <td>1,731,600枚</td> </tr> <tr> <td> (2) 小袋（10リットル）</td> <td>3,585,600枚</td> </tr> <tr> <td> (3) 中袋（20リットル）</td> <td>4,809,600枚</td> </tr> <tr> <td> (4) 大袋（40リットル）</td> <td>2,472,000枚</td> </tr> <tr> <td> (5) 大袋ばら（40リットル）</td> <td>158,400枚</td> </tr> <tr> <td>2 不燃ごみ専用袋</td> <td>420,000枚</td> </tr> <tr> <td> (1) ミニ袋（5リットル）</td> <td>93,600枚</td> </tr> <tr> <td> (2) 小袋（10リットル）</td> <td>86,400枚</td> </tr> <tr> <td> (3) 中袋（20リットル）</td> <td>115,200枚</td> </tr> <tr> <td> (4) 大袋（40リットル）</td> <td>96,000枚</td> </tr> <tr> <td> (5) 大袋ばら（40リットル）</td> <td>28,800枚</td> </tr> </table> <p><契約先></p> <p>三幸商事株式会社</p> <p><契約金額></p> <p>85,378,299円（うち、消費税額7,761,663円）</p> <p>※ 入札状況</p> <table border="0"> <tr> <td>令和4年（2022年）7月20日入札</td> <td>指名競争入札による</td> </tr> <tr> <td> 入札業者</td> <td> 入札金額（税抜き）</td> </tr> <tr> <td>1 三幸商事株式会社</td> <td>77,616,636円</td> </tr> <tr> <td>2 双葉産業株式会社</td> <td>85,452,600円</td> </tr> <tr> <td>3 有限会社 伊登勢屋商店</td> <td>90,317,760円</td> </tr> <tr> <td>4 スズキ美術印刷株式会社</td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>5 リレーションズ株式会社</td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>6 有限会社 大和田商会</td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>7 株式会社 石本</td> <td>辞退</td> </tr> </table>			1 可燃ごみ専用袋	12,757,200枚	(1) ミニ袋（5リットル）	1,731,600枚	(2) 小袋（10リットル）	3,585,600枚	(3) 中袋（20リットル）	4,809,600枚	(4) 大袋（40リットル）	2,472,000枚	(5) 大袋ばら（40リットル）	158,400枚	2 不燃ごみ専用袋	420,000枚	(1) ミニ袋（5リットル）	93,600枚	(2) 小袋（10リットル）	86,400枚	(3) 中袋（20リットル）	115,200枚	(4) 大袋（40リットル）	96,000枚	(5) 大袋ばら（40リットル）	28,800枚	令和4年（2022年）7月20日入札	指名競争入札による	入札業者	入札金額（税抜き）	1 三幸商事株式会社	77,616,636円	2 双葉産業株式会社	85,452,600円	3 有限会社 伊登勢屋商店	90,317,760円	4 スズキ美術印刷株式会社	辞退	5 リレーションズ株式会社	辞退	6 有限会社 大和田商会	辞退	7 株式会社 石本	辞退
1 可燃ごみ専用袋	12,757,200枚																																											
(1) ミニ袋（5リットル）	1,731,600枚																																											
(2) 小袋（10リットル）	3,585,600枚																																											
(3) 中袋（20リットル）	4,809,600枚																																											
(4) 大袋（40リットル）	2,472,000枚																																											
(5) 大袋ばら（40リットル）	158,400枚																																											
2 不燃ごみ専用袋	420,000枚																																											
(1) ミニ袋（5リットル）	93,600枚																																											
(2) 小袋（10リットル）	86,400枚																																											
(3) 中袋（20リットル）	115,200枚																																											
(4) 大袋（40リットル）	96,000枚																																											
(5) 大袋ばら（40リットル）	28,800枚																																											
令和4年（2022年）7月20日入札	指名競争入札による																																											
入札業者	入札金額（税抜き）																																											
1 三幸商事株式会社	77,616,636円																																											
2 双葉産業株式会社	85,452,600円																																											
3 有限会社 伊登勢屋商店	90,317,760円																																											
4 スズキ美術印刷株式会社	辞退																																											
5 リレーションズ株式会社	辞退																																											
6 有限会社 大和田商会	辞退																																											
7 株式会社 石本	辞退																																											
<p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号） 第3条</p>																																												

契約	食器等の取得について	学校教育部																
		学校給食課																
概要	学校給食において使用する食器等を購入するもの（指名競争入札）																	
<p>【内容】</p> <p>学校給食センター檜原の開設に伴い必要となる食器等を購入する。</p> <p><種類及び数量></p> <p>1 ポリエチレンナフタレート（PEN）樹脂製食器 27,000個</p> <p>(1) ボール 15,000個</p> <p>(2) 深皿 6,000個</p> <p>(3) 小皿 6,000個</p> <p>2 トレイ 7,680枚</p> <p><対象校></p> <p>第二中学校、第四中学校、第六中学校、第七中学校、甲ノ原中学校、横山中学校、桐田中学校、檜原中学校、由井中学校、みなみ野中学校、七国中学校、浅川中学校、陵南中学校、高尾山学園</p> <p><契約先></p> <p>株式会社 タマチュウ</p> <p><契約金額></p> <p>53,559,000円（うち、消費税4,869,000円）</p> <p>※ 入札状況</p> <p>令和4年（2022年）6月15日入札 指名競争入札による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 株式会社 タマチュウ</td> <td>48,690,000円</td> </tr> <tr> <td>2 株式会社 ムサシ</td> <td>48,865,000円</td> </tr> <tr> <td>3 平成調理機株式会社</td> <td>49,500,000円</td> </tr> <tr> <td>4 有限会社 ショービ</td> <td>49,580,000円</td> </tr> <tr> <td>5 株式会社 アイホー</td> <td>49,680,000円</td> </tr> <tr> <td>6 株式会社 小笠原</td> <td>辞退</td> </tr> <tr> <td>7 株式会社 石本</td> <td>不参</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号） 第3条</p>			入札業者	入札金額（税抜き）	1 株式会社 タマチュウ	48,690,000円	2 株式会社 ムサシ	48,865,000円	3 平成調理機株式会社	49,500,000円	4 有限会社 ショービ	49,580,000円	5 株式会社 アイホー	49,680,000円	6 株式会社 小笠原	辞退	7 株式会社 石本	不参
入札業者	入札金額（税抜き）																	
1 株式会社 タマチュウ	48,690,000円																	
2 株式会社 ムサシ	48,865,000円																	
3 平成調理機株式会社	49,500,000円																	
4 有限会社 ショービ	49,580,000円																	
5 株式会社 アイホー	49,680,000円																	
6 株式会社 小笠原	辞退																	
7 株式会社 石本	不参																	

契約	食缶の取得について	学校教育部																
		学校給食課																
概要	学校給食の配送に使用する食缶を購入するもの（指名競争入札）																	
<p>【内容】</p> <p>学校給食センター檜原の開設に伴い必要となる食缶を購入する。</p> <p><種類及び数量></p> <p>食缶 1,075個</p> <p>1 食缶（14L） 430個</p> <p>2 食缶（10L） 215個</p> <p>3 食缶（7L） 430個</p> <p><対象校></p> <p>第二中学校、第四中学校、第六中学校、第七中学校、甲ノ原中学校、横山中学校、桐田中学校、檜原中学校、由井中学校、みなみ野中学校、七国中学校、浅川中学校、陵南中学校、高尾山学園</p> <p><契約先></p> <p>有限会社 ショービ</p> <p><契約金額></p> <p>52,573,950円（うち、消費税4,779,450円）</p> <p>※ 入札状況</p> <p>令和4年（2022年）6月15日入札 指名競争入札による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札業者</th> <th>入札金額（税抜き）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 有限会社 ショービ</td> <td>47,794,500円</td> </tr> <tr> <td>2 ホシザキ東京株式会社</td> <td>48,400,000円</td> </tr> <tr> <td>3 平成調理機株式会社</td> <td>48,418,000円</td> </tr> <tr> <td>4 株式会社 タマチュウ</td> <td>48,439,500円</td> </tr> <tr> <td>5 三幸商事株式会社</td> <td>48,654,500円</td> </tr> <tr> <td>6 株式会社 アイホー</td> <td>48,820,000円</td> </tr> <tr> <td>7 株式会社 マルカネ</td> <td>辞退</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法令等】</p> <p>○地方自治法（昭和22年法律第67号） 第96条第1項第8号</p> <p>○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第121条の2第2項</p> <p>○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年八王子市条例第6号） 第3条</p>			入札業者	入札金額（税抜き）	1 有限会社 ショービ	47,794,500円	2 ホシザキ東京株式会社	48,400,000円	3 平成調理機株式会社	48,418,000円	4 株式会社 タマチュウ	48,439,500円	5 三幸商事株式会社	48,654,500円	6 株式会社 アイホー	48,820,000円	7 株式会社 マルカネ	辞退
入札業者	入札金額（税抜き）																	
1 有限会社 ショービ	47,794,500円																	
2 ホシザキ東京株式会社	48,400,000円																	
3 平成調理機株式会社	48,418,000円																	
4 株式会社 タマチュウ	48,439,500円																	
5 三幸商事株式会社	48,654,500円																	
6 株式会社 アイホー	48,820,000円																	
7 株式会社 マルカネ	辞退																	

その他	町区域の変更			市民部
				市民課
概要	上野第二地区土地区画整理事業に伴い、町区域の変更を行うもの			
【内容】 上野第二地区土地区画整理事業に伴い、町区域の変更を行う。				
<変更する町区域>				
(1) 小門町の一部を上野町に編入する。(編入する面積 76.81㎡)				
小門町	103の6の一部 105の24の一部	104の2の一部	104の7の一部	105の2の一部
(2) 台町三丁目の一部を上野町に編入する。(編入する面積 43.13㎡)				
台町三丁目	1の1の一部			
(3) 台町四丁目の一部を小門町に編入する。(編入する面積 839.3㎡)				
台町四丁目	23の1から23の8までの各一部	30の3の一部	31の2の一部	31の6の一部
	34の2の一部	35の8から35の11までの各一部	35の43の一部	39の9から39の13までの各一部
(4) 上野町の一部を台町三丁目編入する。(編入する面積 751.95㎡)				
上野町	87の1の一部	87の7の一部	90の1から90の7までの各一部	90の10の一部
	90の12の一部	90の15の一部	92の2の一部	92の3の一部
	92の6の一部	110の6の一部	110の8の一部	110の10の一部
	110の13の一部	110の15の一部	110の16の一部	
(5) 台町四丁目の一部を台町三丁目編入する。(編入する面積 3437.28㎡)				
台町四丁目	159の27の一部	160の5の一部	160の6	160の10の一部
	160の12の一部	160の15の一部	160の16の一部	161の4の一部
	174の3の一部	174の4	174の11の一部	174の13から174の18までの各一部
	176の1の一部	176の4の一部	176の8の一部	176の13の一部
	176の29	183の1から183の3までの各一部	183の4	183の5
	183の7の一部	183の9の一部	183の10の一部	183の13
	183の14	183の16の一部	183の17	183の20から183の25までの各一部
	183の26	183の27から183の29までの各一部	183の32の一部	184の2

(6) 上野町の一部を台町四丁目に編入する。(編入する面積 910.85 m²)

上野町	45の一部	46の1から46の3までの各一部	46の5の一部	46の6の一部
	46の8の一部	46の9の一部	67の1から67の5までの各一部	68の2の一部
	68の14の一部	90の6の一部		

(7) 小門町の一部を台町四丁目に編入する。(編入する面積 30.65 m²)

小門町	105の24の一部	105の25の一部	108の4の一部	108の13の一部
	108の14の一部			

(8) 台町三丁目の一部を台町四丁目に編入する。(編入する面積 205.57 m²)

台町三丁目	9の3の一部	9の4の一部	10の2の一部	10の7の一部
	10の8の一部	10の11の一部		

※ 各区域に隣接介在する公有地も編入する。

【参考】町区域の変更による面積の増減

町名	増減(m ²)
上野町	△1,542.86
小門町	731.84
台町三丁目	3,940.53
台町四丁目	△3,129.51

<施行日>

八王子市長による換地処分の公告のあった日の翌日

(区画整理の概要)

1 事業施行期間

昭和62年(1987年)4月15日から令和10年(2028年)3月31日まで

2 施行区域

八王子市上野町、小門町、台町三丁目及び台町四丁目の各一部

3 施行区域面積

297,369.03m²

【法令等】

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第260条第1項

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第179条、第174条の49の18

○土地区画整理法(昭和29年法律第119号)

第103条第4項、第136条の3

○土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)

第77条第2項